

○水戸市建築基準法施行細則

昭和50年 3 月10日

水戸市規則第14号

注 平成 5 年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び水戸市建築基準条例（平成12年水戸市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平 8 規則 5 ・ 平11規則40 ・ 平12規則48 ・ 一部改正)

(手数料)

第 2 条 市長は、法の規定に基づく申請に対し、水戸市手数料条例（平成 4 年水戸市条例第36号。以下「手数料条例」という。）に規定する手数料を当該申請者から徴収する。

(平12規則48 ・ 全改)

(手数料の免除)

第 3 条 市長は、災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合で、当該災害を受けた日から起算して 1 年以内にその工事に着手するときは、手数料条例第 5 条の規定に基づき、当該工事に係る確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）を免除することができる。ただし、当該建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、確認申請書、中間検査申請書又は完了検査申請書を提出する際、確認申請手数料等免除申請書（様式第 1 号）に前項の災害を受けたことを証する書類を添えて、当該申請をしなければならない。

(平 8 規則 5 ・ 平11規則40 ・ 平12規則48 ・ 平13規則49 ・ 平22規則31 ・ 平27規則56 ・ 一部改正)

(確認申請書の添付図書)

第 4 条 省令第 1 条の 3 第 7 項の規則で定める図書及び書面（以下「図書等」という。）は、次の表に掲げるものとする。

建築物等の種類	図書等の種類	明示すべき事項
崖に接する場所又は崖に近接する場所を敷地とする建築物	詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、崖の高さ並びに崖の上下端から建築物までの水平距離
道路面又は隣地地盤面と高低	縦横断面図	縮尺、道路及び地盤の縦横断面並びにその高低差

差のある場所を敷地とする建築物		
物品販売業を営む店舗（床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。）の用途に供する建築物	面積計算図	各階及び各階の売場の床面積計算表
自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を有する建築物（自家用車の車庫でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの及び住宅（居住の用に供する以外の用途を兼ねるものを除く。）に付属するもので床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）	自動車出入口位置図	当該建築物の敷地の自動車の出入口が面する道路の幅員及び勾配並びに当該出入口と道路の交差点及び曲がり角、横断歩道、自転車横断帯、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口、道路上に設ける安全地帯、橋詰め、踏切並びに公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口との位置関係
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械及びダクト等の詳細並びに給気口、排気口及び外気取入口の位置及び寸法
興行場等の用途に供する部分を持つ建築物	避難計画書	客席の定員、客席部、廊下、通路等の位置及び各出入口の想定通過人数
工場の用途に供する建築物	工場調書（様式第2号）	
し尿浄化槽を設置する建築物	処理対象人員及び汚水量計算書	用途、面積及び種別
	認定書の写し（国土交通大臣型式認定浄化槽の場合に限る。）	
	処理工程図、設計計算書及び設備仕様書（国土交通大臣型式認定浄化槽以外の場合に限る。）	
注 「国土交通大臣型式認定浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条の規定により、		

国土交通大臣から型式の認定を受けた浄化槽をいう。

(平12規則48・全改, 平12規則74・平13規則21・平14規則47・平19規則55・平22規則31・平25規則35・一部改正)

(建築物等の許可申請に係る添付図書等)

第5条 省令第10条の4第1項の規則で定める図書等は, 次の表に掲げるものとする。

図書等の種類		明示すべき事項	備考
1	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物	
	各階平面図	縮尺, 方位, 間取, 各室の用途並びに壁及び開口部の位置	
	2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置	
	配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
2	断面図	縮尺, 床の高さ, 各階の天井の高さ, 軒及びひさしの出, 軒の高さ並びに建築物の高さ	日影による中高層の建築物の制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可を受けようとするときに限る。
3	日影図	縮尺, 真北の方向, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ, 水平面上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線, 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影で条例第58条で指定する日影時間の等時間日影線	日影による中高層の建築物の制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可を受けようとするときに限る。
4	縦横断面図	縮尺並びに道路又は隣地地盤と敷地地盤との縦横断面及びその高低差	日影による中高層の建築物の制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可を受けようとするときに限る。

5	工場調書		工場の用途に供する建築物の用途 地域に係る許可を受けようとする ときに限る。
---	------	--	--

2 省令第10条の4第4項の規則で定める図書等は、次の表に掲げるものとする。

図書等の種類	明示すべき事項	備考
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が政令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）	
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法	
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法	
工場調書		政令第138条第4項第1号に掲げる 工作物の許可を受けようとする ときに限る。

3 市長は、特に必要があると認める場合においては、前2項に規定する図書等のほか、他の図書等の提出を求めることができる。

（平12規則48・全改，令6規則73・一部改正）

（建築物の認定申請に係る添付図書等）

第6条 省令第10条の4の2第1項の規則で定める図書は、前条第1項の表の1の項及び2の項に掲げる図書とする。ただし、法第55条第2項の認定については同表の3の項及び4の項に掲げる図書とする。

2 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による建築物の認定を受けようとする者は、建築物等認定申請書（様式第3号）に、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

法第3条第1項第4号若しくは第42条第2項又は政令第115条の2第1項第4号ただし書	前条第1項の表の1の項及び2の項に掲げる図書
条例第3条ただし書，第4条ただし書，第6条ただし書，第10条ただし書，第23条第3項第2号，第27条第2項第4号，同条第3項，第28条ただし書，第38条第2項，第53条又は第56条ただし書	前条第1項の表の1の項に掲げる図書

3 前条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

4 市長は、第2項に係る認定をした場合は、建築物等認定通知書（様式第4号）により当該申請者

に通知するものとする。

(平12規則48・全改, 平13規則21・平14規則47・令3規則52・一部改正)

(建築主等の変更の届出)

第7条 確認を受けた建築物, 建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)について, その工事完了前に建築主, 設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)を変更しようとする場合は, 記載事項決定(変更)届(様式第9号)に, 許可, 承認又は確認の通知書の写しを添えて, 市長に提出しなければならない。

(平11規則40・全改, 平12規則48・一部改正)

(工事施工者の決定等の届出)

第7条の2 建築主等は, 法第6条第1項の規定による確認の申請をするときまでに, 工事施工者を定めることができないときは, 当該建築物の工事に着手するまでに, 記載事項決定(変更)届を市長に提出しなければならない。

2 建築主等は, 工事施工者を変更した場合には, 記載事項決定(変更)届を市長に提出しなければならない。

(平11規則40・追加, 平12規則48・一部改正)

(申請書等の取下げ届)

第8条 法, 政令, 省令及びこの規則の規定により市長又は建築主事に申請書, 届出書, 報告書及び通知書(以下「申請書等」という。)を提出した者は, 市長又は建築主事が許可, 認定, 承認又は確認(以下「許可等」という。)をする前に当該申請書等を取り下げようとする場合は, 申請書等取下げ届(様式第11号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

(平11規則40・全改)

(工事取りやめ届)

第9条 建築主等は, 許可等を受けた建築物等の工事を取りやめようとする場合は, 工事取りやめ届(様式第12号)に許可等の通知書の写しを添えて, 市長に提出しなければならない。

(平8規則5・平11規則40・一部改正)

(違反建築物に対する措置)

第10条 市長は, 法第9条第1項の規定による措置を命じようとする場合は, 建築物の是正措置命令書(様式第13号)を当該措置を命じようとする者に交付する。

2 市長は, 法第9条第2項の規定による通知書を交付しようとする場合は, 建築物の是正措置に関する通知書(様式第14号)により行うものとする。

3 市長は, 法第9条第7項の規定による建築物の使用禁止又は使用制限を命じようとする場合は, 建築物使用禁止(制限)命令書(様式第15号)を当該措置を命じようとする者に交付する。

4 市長は, 法第9条第10項前段の規定による工事の施工の停止を命じようとする場合は, 工事の施工停止命令書(様式第16号)を当該措置を命じようとする者に交付する。

5 市長は、法第9条第10項後段の規定による作業の停止を命じようとする場合は、作業の停止命令書（様式第17号）を当該措置を命じようとする者に交付する。

6 法第9条第13項の規定に基づく公告は、建築基準法による命令の公告（様式第18号）の標識を設置して行う。

7 第3項から第5項までの規定は、法第9条の2の規定による建築監視員の命令について準用する。

（令6規則73・一部改正）

（違反建築物の設計者等に対する措置）

第11条 市長は、法第9条の3第1項の規定により国土交通大臣又は知事に通知をしようとする場合は、違反建築物の設計者等に係る通知書（様式第19号）により行うものとする。

（平12規則74・一部改正）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第12条 第10条第2項及び第3項の規定は、法第10条第4項において準用する法第9条第2項の規定による通知書の交付及び同条第7項の規定による措置の命令について準用する。

（平19規則55・一部改正）

（特定建築物の定期報告）

第13条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分が右欄の当該各項に該当するもの（政令第16条第1項に規定する建築物に該当するものを除く。以下「指定特定建築物」という。）とする。

	用途	要件
1	劇場、映画館又は演芸場	地階若しくは3階以上の階にあるもの、床面積の合計が500平方メートル以上のもの又は主階が1階以外の階にあるもの
2	観覧場（屋外観覧場は、除く。）、公会堂又は集会場	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
3	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
4	児童福祉施設等	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
5	旅館又はホテル	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
6	学校又は体育館	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ場	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

	ツ練習場	
8	百貨店，マーケット，キャバレー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，料理店，飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
9	事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	地階又は3階以上の階にあるもの
注 1 この表において、「地階若しくは（又は）3階以上の階にあるもの」とあるのは、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。 2 第1項から第8項までの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。		

- 2 法第12条第1項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる建築物に応じ、同表右欄に定める開始年から3年ごとに、それぞれの年の7月1日から12月28日までの間に行わなければならない。

	建築物	開始年
1	前項の表第1項、第2項、第5項若しくは第6項に掲げる用途又は共同住宅若しくは寄宿舍（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する共同住宅若しくは寄宿舍に限る。）の用途に供する建築物	平成30年
2	前項の表第3項又は第4項に掲げる用途に供する建築物	令和4年
3	前項の表第7項又は第8項に掲げる用途に供する建築物	平成29年
4	前項の表第9項に掲げる用途に供する建築物	令和元年

- 3 前項の報告は、省令第5条第3項本文に規定する報告書により行わなければならない。
- 4 前項の報告書は、報告する日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。
- 5 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、付近見取図とする。

（平8規則5・平11規則40・平15規則18・平16規則11・平20規則47・平22規則31・平28規則75・令3規則52・一部改正）

（特定建築設備等の定期報告）

第14条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）のうち指定特定建築物に設けるものとする。

2 法第12条第3項の規定による報告は、毎年、次の各号に掲げる建築設備の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 政令第129条の3第1項第1号及び第2号に掲げる昇降機並びに政令第138条第2項各号に掲げる工作物 3月31日

(2) 政令第129条の3第1項第3号に掲げる昇降機並びに政令第16条第3項第2号に規定する防火設備及び前項に規定する防火設備（以下「小荷物専用昇降機等」という。） 次に掲げる小荷物専用昇降機等の区分に応じ、それぞれ定める日

ア 次に掲げる小荷物専用昇降機等 5月31日

（ア）平成28年6月1日において設置されている小荷物専用昇降機等

（イ）平成28年6月2日から平成29年5月31日までの間に、小荷物専用昇降機等を設け、又は築造した者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付（以下「検査済証の交付」という。）を受けた小荷物専用昇降機等

イ 平成29年6月1日以後に小荷物専用昇降機等を設け、又は築造した者が検査済証の交付を受けた小荷物専用昇降機等 当該検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の末日

（平28規則75・全改，令3規則52・一部改正）

（工事監理者の決定等の届出）

第15条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めなければならない建築物を建築しようとする場合には、確認申請書に工事監理者を明記しなければならない。ただし、確認の申請の時までに工事監理者を定めることができないときは、当該建築物の工事に着手するまでに、工事監理者（決定・変更）届（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

2 建築主は、前項の工事監理者を変更した場合には、工事監理者（決定・変更）届を市長に提出しなければならない。

（平8規則5・平11規則40・令3規則52・一部改正）

（条例第16条第1項の表において共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の欄の数値の特例の適用を受ける適合建築物）

第16条 条例第16条第1項の表に規定する規則で定める適合建築物は、建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第1項第3号又は第8項に定める構造方法であるものとする。

（平27規則61・全改，令3規則52・一部改正）

第17条 削除

（平27規則61）

（道路の位置の指定等）

第18条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の

指定（変更・廃止）申請書（様式第24号）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請図（様式第25号）
- (2) 管理者届（様式第26号）
- (3) 最近の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 承諾者の印鑑証明書
- (5) 測量図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（様式第26号の2）により当該申請をした者に通知するものとする。

（平8規則5・平12規則48・平22規則31・平25規則35・令6規則73・一部改正）

（道路の位置の標示）

第18条の2 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、側溝その他により道路の境界を明確にしておかなければならない。

2 前項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。

（平12規則48・追加，平22規則31・旧第18条の3繰上）

（道路の位置の変更等）

第18条の3 法第42条第1項第5号の規定による指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書に市長が必要があると認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（令6規則73・追加）

（建ぺい率の緩和）

第19条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幅員がそれぞれ4メートル以上で、その和が10メートル以上ある2つの道路に接し、かつ、その内角が120度以内である角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ6メートル以上でその間隔が35メートル以下の2つの道路にはさまれた敷地

（平11規則40・平15規則18・一部改正）

第20条 削除

（建築協定の認可申請等）

第21条 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書（様式第27号）に、次の各号に掲げる図書等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 建築協定書

(2) 建築協定区域並びに建築協定区域に係る地形及び地物を表示する図面

(3) 建築協定区域内における土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定（変更・廃止）合意書（様式第27号の2）

(4) 建築協定をしようとする理由書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 法第74条第1項又は第76条第1項（第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定により建築協定を変更し、又は廃止しようとする場合には、前項の規定を準用する。

3 市長は、前2項の申請について支障がないと認める場合は、建築協定（変更・廃止）認可通知書（様式第28号）により当該申請者に通知するものとする。

（平8規則5・平11規則40・平12規則48・平13規則21・令6規則73・一部改正）

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可の申請に係る添付図書等）

第22条 省令第10条の16第1項第3号の書面は、一の敷地とみなすこと等に係る建築物の位置及び構造に関する計画についての同意書（様式第29号）とする。

2 省令第10条の16第1項第4号の規則で定める図書等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前項の同意書に記載された者全員の印鑑証明書

(2) 対象区域内の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図画の写し

(3) 対象区域内の土地の登記事項証明書

（平12規則48・全改，平19規則55・平25規則35・一部改正）

（一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定又は許可の申請に係る添付図書等）

第22条の2 省令第10条の16第2項第3号の規則で定める図書等は、前条第2項第2号及び第3号に掲げる図書等とする。

（平12規則48・全改，平19規則55・一部改正）

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可の取消申請に係る添付図書等）

第22条の3 省令第10条の21第1項第2号の書面は、一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請に関する合意書（様式第30号）とする。

2 省令第10条の21第1項第3号の規則で定める図書等は、第22条第2項第2号及び第3号に掲げる図書等のほか、前項の合意書に記載された者全員の印鑑証明書とする。

（平12規則48・追加，平19規則55・一部改正）

（不適合な既存建築物等の報告）

第23条 条例第60条の4の規定による既存の建築物等に対する制限の緩和を受ける建築物等の所有者、管理者又は占有者は、不適合建築物報告書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

（平19規則55・全改，平22規則31・一部改正）

(し尿浄化槽を設ける区域)

第23条の2 政令第32条第1項の表の市長が定める衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、水戸市全域とする。

(平12規則48・追加)

(垂直最深積雪量)

第23条の3 政令第86条第3項に規定する垂直最深積雪量は、30センチメートルとする。

(平12規則48・追加, 平13規則49・一部改正)

(指定確認検査機関への適用)

第23条の4 法第6条の2の規定による確認及び法第7条の2の規定による完了検査については、第4条, 第19条及び前2条の規定を適用する。

(平12規則48・追加, 平21規則54・旧第23条の6繰上・一部改正, 令3規則52・一部改正)

(許可等の取消し)

第24条 市長又は建築主事は、建築主等又は申請者がこの規則により申請書に虚偽の記載をして許可, 指定, 承認又は認定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

(平11規則40・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

(定期報告)

2 第13条の規定により行う定期報告の最初の年は昭和51年とする。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年茨城県規則第9号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

(特定建築設備等の定期報告の時期の特例)

4 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の規定により市長が定める時期は、第14条第2項の規定にかかわらず、平成30年6月1日から平成31年5月31日までとする。

(平28規則75・全改)

付 則（昭和50年4月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

付 則（昭和52年11月11日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和54年4月11日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の水戸市建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第13条第2項の規定により行う定期報告の最初の年は、同条第1項の表第1項から第4項の用途に供する建築物については昭和55年、第5項又は第6項の用途に供する建築物については昭和54年とする。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の規則の各相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

付 則（昭和58年10月26日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年3月19日規則第7号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年9月3日規則第36号）

この規則は、昭和61年9月4日から施行する。

付 則（平成元年10月11日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年3月6日規則第10号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成4年10月1日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年10月5日規則第46号）

この規程は、公布の日から施行し、平成5年6月25日から適用する。

付 則（平成8年3月1日規則第5号）

この規則は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく水戸・勝田都市計画用途地域の都市計画の決定の告示の日から施行する。

付 則（平成11年6月25日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

（水戸市規則等で定める様式の押印の取扱いに関する規則の一部改正）

- 3 水戸市規則等で定める様式の押印の取扱いに関する規則（平成11年水戸市規則第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成12年 3 月31日規則第48号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成12年12月19日規則第74号）

この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

付 則（平成13年 3 月29日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年10月 1 日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成14年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成14年 9 月 3 日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年 3 月25日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成16年 3 月19日規則第11号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成19年 6 月19日規則第55号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項、様式第13号、様式第16号及び様式第17号の改正規定は、平成19年 6 月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成20年 4 月25日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成21年10月 6 日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年 3 月31日規則第31号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 4 月26日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年 3 月11日から適用する。

付 則（平成25年 4 月26日規則第35号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第 4 項の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作成した様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成27年 5 月14日規則第56号）

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年 7 月 6 日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年 3 月31日規則第34号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成28年12月19日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成32年12月31日までの間におけるこの規則による改正後の第13条第 1 項の表第 3 項又は第 4 項の左欄に掲げる用途に供するものに係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「3 年」とあるのは「2 年」と、同項の表第 2 項中「平成34年」とあるのは「平成30年」とする。

付 則（令和 3 年 4 月15日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 5 月16日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

確認申請手数料等免除申請書

年 月 日 水戸市長 様 申請者 住所 氏名 水戸市建築基準法施行細則第3条第2項の規定により確認申請手数料等の免除を受けたいので申請します。			
1	建 築 主 住 所 ・ 氏 名	電 話	
2	代 理 者 資 格 住 所 ・ 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	電 話	
3	敷 地 の 地 名 ・ 地 番		
4	申 請 理 由	災害(火災, 洪水, 崖崩れ, その他)により(滅失, 破損)した(住宅, 併用住宅)である。	
5	住 宅 の 延 べ 面 積	m ²	※ 手数料の免除額 円
※ 受 付	※ 決 裁	※ 承 認	
年 月 日 第 号 係員氏名		年 月 日 第 号 係員氏名	

注1 ※印欄は, 記入しないでください。

2 2欄は, 代理者が建築士事務所に属しているときはその名称を記入し, 住所はその事務所の所在地を記入してください。

3 4欄は, 該当するものを○で囲んでください。

4 災害を受けたことを証する書類を添付してください。

様式第2号(第4条, 第5条関係)

工場調書			地 域			
年 月 日			地 区			
1 所在地 水戸市 町 丁目						
2 工場名			3 工場主氏名			
4 業種・生産品名			5 設計者氏名			
6 作業及び設備の概要(記入しきれないときは, 別紙に記入してください。)						
7 区 分	基 準 時 日 年 月 日	現 在	工事に伴う 除 却 部 分	申 請 部 分	合 計	
8 敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
9 建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
10 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
内 訳	ア 作 業 場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	イ 事 務 所	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	ウ 倉 庫	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	エ 厚 生 施 設	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	オ そ の 他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
11 原 動 機	KW	KW	KW	KW	KW	
12 従 業 員 数	人	人	人	人	人	
13 常時貯蔵する危険物			14 製造又は他の事業を含む工場において 処理する危険物			
品 名	最 大 数 量 (1・kg)	品 名	最 大 停 滞 量 (1・kg)			

様式第3号(第6条関係)

建築物等認定申請書

年 月 日 水戸市長 様 申請者 住 所 氏 名 建築基準法第 条第 項第 号(建築基準法施行令第 条第 項第 号、水戸市建築基準条例第 条第 項第 号)の規定による認定を受けたいので申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。									
1 建築主住所氏名			電話						
2 代理者資格住所・氏名建築士事務所名			()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号 電話						
3 敷地の位置	ア 地名・地番								
	イ 用途地域								
	ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし	エ その他の区域・地域・地区						
4 建築物	ア 主要用途			イ 工事種別					
	ウ 構造	造		エ 階数					
	オ 軒の高さ	m		カ 最高の高さ	m				
		申請部分		申請以外の部分		合 計		8 敷地面積率	
5 敷地面積						m ²		建 ぺ い 率	
6 建築面積		m ²		m ²		m ²		規制値	申請
7 延べ面積	ア 建築物全体	m ²		m ²		m ²		%	%
	イ 自動車車庫の部分	m ²		m ²		m ²		容 積 率	
	ウ 住宅部分	m ²		m ²		m ²		%	%
9 申請理由									
※ 認 定 条 件									
※ 受 付		※ 消 防 同 意		※ 決 裁		※ 認 定			
年 月 日 第 係員氏名						年 月 日 第 係員氏名			

記入に当たっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏)

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときはその名称を記入し、住所はその事務所の所在地を記入してください。

3 3欄の「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。

4 7欄の「イ」は、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を記入し、建築基準法第68条の3に規定する地区計画の区域内においては、7欄の「ウ」に住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

5 9欄は、できるだけ具体的に記入してください。

様式第4号(第6条関係)

建築物等認定通知書

第 年 月 日 様 水戸市長 印 建築基準法第 条第 項第 号(建築基準法施行令第 条第 項第 号, 水戸市建築基準条例第 条第 項第 号)の規定による認定をしたので通知します。									
						1 建築主 住所氏名		電話	
						2 代理者資格 住所・氏名・ 建築士事務所名		()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号 電話	
3 敷地の位置	ア 地名・地番								
	イ 用途地域								
	ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし	エ その他の区域・地域・地区						
4 建築物	ア 主要用途			イ 工事種別					
	ウ 構造	造		エ 階数					
	オ 軒の高さ	m		カ 最高の高さ	m				
		申請部分	申請以外の部分	合計	8 敷地面積と の比率				
5 敷地面積				m ²	建ぺい率				
6 建築面積		m ²	m ²	m ²	規制値 申請				
7 延べ面積	ア 建築物全体	m ²	m ²	m ²	% %				
	イ 自動車庫の部分	m ²	m ²	m ²	容積率				
	ウ 住宅部分	m ²	m ²	m ²	規制値 申請				
9 申請理由									
※ 認 定 条 件									

注 この通知書は、大切に保管してください。

様式第9号(第7条, 第7条の2関係)

記載事項決定(変更)届

			年 月 日		
水戸市長 様			申請者 住所 氏名		
記載事項を決定(変更)したので、水戸市建築基準法施行細則第7条の2第7項の規定により届け出ます。					
1	確認番号・年月日	確認番号 第 号 年 月 日			
2	敷地の地名・地番				
3	主 要 用 途				
4	構 造 ・ 規 模				
5	設 計 者 資 格 住 所 ・ 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	電 話			
6	建 築 主 等 ・ 工 事 施 工 者 の 住 所 ・ 氏 名 等	変 更 前	電 話		
		変 更 後	電 話		
7	変 更 の 期 日	年 月 日			
8	理 由				
※ 受 付		※ 消 防 同 意		※ 決 裁	
年 月 日 第 号 係員氏名					

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 5欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を記入し、住所はその事務所の所在地を記入してください。

様式第11号(第8条関係)

申 請 書 等 取 下 げ 届

年 月 日 水戸市長 建築主事 様 申請者 住 所 氏 名 下記の申請は都合により取り下げたいので、水戸市建築基準法施行細則第8条の規定により届け出ます。		
1 受付年月日・受付 番号	年 月 日 第 号	
2 建築主等住所・ 氏名		
3 設計者 住 所 氏 名		
4 敷地の地名・地番		
5 建 築 物 の 用 途		
6 理 由		
※ 受 付	※ 消防同意	※ 決 裁
年 月 日 第 号 係員氏名		

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第12号(第9条関係)

工 事 取 り や め 届

年 月 日		
水戸市長 様		
建築主等 住 所 氏 名		
下記の工事は都合により取りやめたいので、水戸市建築基準法施行細則第9条の規定により届け出ます。		
1 確 認 ・ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 敷地の地名・地番		
3 建築物の用途		
4 理 由		
※ 受 付	※ 消防同意	※ 決 裁
年 月 日 第 号 係員氏名		

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 関係書類を添付してください。

様式第13号(第10条関係)

建築物の是正措置命令書

様			第	号
			年	月 日
			水戸市長	印
建築基準法第9条第1項の規定に基づき次のとおり措置をとることを命じます。				
違反 事実	区 分		建 築 物 ・ 建 築 物 の 敷 地	
	所 在 地			
	違 反 条 項			
措置 の 内容	対 象 建 築 物	所 在 地		
		構 造 規 模		
	措 置 事 項			

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この命令に違反した場合は、3年以下の懲役又は3,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第 14 号（第 10 条関係）

建築物の是正措置に関する通知書

			第	号
			年	月
			日	
様				
水戸市長			印	
建築基準法第 9 条第 2 項（同法第 10 条第 4 項において準用する同法第 9 条第 2 項）の規定により通知します。				
違 反 事 実	区 分		建 築 物 , 建 築 物 の 敷 地	
	所 在 地			
	違 反 条 項			
措 置 の 内 容	対 象 建 築 物	所 在 地		
		構 造 及 び 規 模		
	措 置 事 項			
	措 置 事 由			
	意見書の提出先			
意見書の提出期限		年 月 日		

注 この通知書の交付を受けた者は、交付を受けた日から 3 日以内に、水戸市長に対して意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

様式第15号(第10条関係)

建築物使用禁止(制限)命令書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築した建築物は、建築基準法 の規定
に違反しているので、同法第9条第7項の規定により、当該建築物の に係
る 部分について の使用を直ちにやめることを命じます。
用途として

注 この命令について不服がある者は、この命令書を受け取った日から3日以内に水戸
市長に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

様式第16号(第10条関係)

工 事 の 施 工 停 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築中の建築物は、建築基準法 の規定に違反しているので、同法第9条第10項前段の規定により、工事の施工を直ちに停止することを命じます。

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この命令に違反した場合は、3年以下の懲役又は3,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第17号(第10条関係)

作 業 の 停 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

水戸市長 印

あなたが に建築中の建築物は、建築基準法 の規定に違反しているので、同法第9条第10項後段の規定により、工事に係る作業を直ちに停止することを命じます。

- 注 1 この命令について不服がある者は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令の取消しの訴えは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第18号(第10条関係)

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地 命令を受けた者の 住所氏名 この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項の規定に基づき、 年 月 日 を命じた。 年 月 日 水戸市長 注意 1 この標識は、建築基準法第9条第13項に基づき設置したものである。 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。 水道 水道 3 電気の供給を保留するよう 電気 事業者に通知した。 ガス ガス	45cm
60cm	

様式第19号(第11条関係)

違反建築物の設計者等に係る通知書

第 号 年 月 日		
様		
水戸市長 印		
建築基準法第9条第1項及び第10項の規定による命令をしたので、同法第9条の3第1項の規定により次のとおり通知します。		
設 計 者 等	住 所 氏名又は名称	電話
	()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所又は建設業者()登録第 号	
建築物(工作物)の概 要		
設 計 者 等 に 係 る 違 反 事 実		
命 令 前 の 経 過		
命 令 後 の 経 過		
そ の 他 参 考 事 項		

様式第22号(第15条関係)

工事監理者(決定・変更)届

年 月 日

水戸市長 様

建築主 住所
氏名

水戸市建築基準法施行細則第15条の規定により、下記のとおり工事監理者を(決定・変更)したので届け出ます。

1 確認番号 年 月 日	第 号 年 月 日
2 工事監理者資格 住所・氏名 建築士事務所	()建築士()登録第 号 電話 () 建築士事務所()登録第 号
3 変更前工事監理者資格 住所・氏名 建築士事務所	()建築士()登録第 号 電話 ()建築士事務所()登録第 号
4 決定(変更)の期日	年 月 日

様式第24号(第18条関係)

道路の位置の指定(変更・廃止)申請書

水戸市長		様		年 月 日			
				申請者 住 所 氏 名			
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。							
1	代理者資格 住所・氏名 事務所名	電話					
2	図面作成者資格 住所・氏名 事務所名	電話					
3	道路となる土地 の地名・地番						
4	変更し、又は廃止しようとする 道路の指定番号・年月日	第 号 年 月 日					
5	図面上の符号	幅	員	延	長	すみ切の長さ	側溝の幅
申請道路			m		m		m
			m		m		m
			m		m		m
	合 計				m		
6	道路の標示方法						
7	申請理由						
※ 受 付		※ 決 裁				※ 指 定	
第 号 年 月 日 係員氏名						第 号 年 月 日 係員氏名	

(裏)
承 諾 書

図面のとおりに道路の位置の指定(変更・廃止)に承諾します。							
申請者 様							
年	月	日	権 利 別	地 名 ・ 地 番	住 所	氏 名	印
備 考							

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 申請者は、法第42条第1項第5号に規定する道路を築造しようとする者又は当該道路に接して居住し、若しくは居住しようとする者とする。
- 3 3欄は、申請にかかる道路部分の地名・地番を全て記入してください。
- 4 5欄は、幅員、延長、すみ切の長さ及び側溝の幅は各項目別に記入し、延長については、最後に合計を記入してください。
- 5 5欄のmは、小数点以下2位で記入してください。
- 6 6欄は、「コンクリート側溝」「コンクリート標杭何本」等と具体的に記入してください。
- 7 承諾書は、申請区域内の全ての権利別に承諾者の住所・氏名を記入し、印欄に

は実印を押印してください。

8 権利別欄は土地の所有者のほか、抵当権者、貸借権者、仮登記権者等を記入し、親権者、法定代理人公有地管理者のある場合もこれらを権利別に記入してください。

9 備考欄は、権利者の承諾に関連する特記すべき事項を記入してください。

様式第25号(第18条関係)

道路位置の指定(変更・廃止)申請図

申請者住所・氏名		道路の地名地番	水戸市	町	番地	※指定	年	月	日	第	号
----------	--	---------	-----	---	----	-----	---	---	---	---	---

付 近 見 取 図 公図の写し(縮尺1／) 写し取り 年 月 日 氏名 道路平面図―求積図(縮尺1／)

道路断面図(縮尺1／)

幅員	メートル・延長	メートル・開発区域	平方メートル	図 面 作 成 者 住 所 ・ 氏 名		測 量 者 住 所 ・ 氏 名	
----	---------	-----------	--------	------------------------	--	--------------------	--

様式第 26 号（第 18 条関係）

管理者届

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住 所
氏 名

指定道路の申請に当たり、当該道路の管理者を次のとおり届け出ます。

- 1 指定道路の管理者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
- 2 道路となる土地の住所 水戸市 _____
- 3 指定道路の概要 幅 員 _____ m
延 長 _____ m

※管理者は印鑑証明書を添付の上、実印を押印してください。

様式第 26 号の 2（第 18 条関係）

道路の位置の指定（変更・廃止）通知書

第 号							
年 月 日							
様							
水戸市長 印							
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止） をしたので通知します。							
1 決定の区分							
代理者資格 2 住所・氏名 事務所名		電話					
図面作成者資格 3 住所・氏名 事務所名		電話					
4 道路となる土地の 地名・地番							
変更し、又は廃止 5 に係る道路の指定 番号・年月日		第 号 年 月 日					
6 申 請 道 路	図面上の符号	幅	員	延	長	すみ切の長さ	側溝の幅
			m		m	m	m
			m		m	m	m
			m		m	m	m
	合計				m		
7 道路の標示方法							

様式第27号(第21条関係)

建築協定(変更・廃止)認可申請書

年 月 日				
水戸市長 様				
申請者 住所 氏名				
建築基準法第 条第 項(水戸市建築基準法施行細則第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。				
1 代表者住所氏名		電話		
2 建築協定の名称				
協定の 定位 区域 位置	3 ア 地名・地番			
	イ 用途地域			
	ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし	エ その他の区域・地域・地区	
4 協定区域の面積				
5 協定事項の内容				
6 備 考				
※ 受 付		※ 決 裁		※ 認 可
年 月 日 第 号 係員氏名				年 月 日 第 号 係員氏名

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 3欄「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 4欄は、公共施設を除く敷地面積(宅地面積)の合計を記入してください。
- 4 5欄は、建築物に関する基準、協定の有効期間、協定違反があった場合の措置などを簡略に記入してください。

様式第27号の2(第21条関係)

建築協定(変更・廃止)合意書

建築協定名 上記の建築協定(変更・廃止)に合意します。					
年月日	地名・地番	住 所	土地所有者氏名	印	備 考

- 注 1 備考欄は、土地所有者の合意に関連する特記すべき事項を記入してください。
- 2 印欄は、実印を押印してください。

様式第28号(第21条関係)

建築協定(変更・廃止)認可通知書

様					第 年	月	号 日
建築基準法第 条第 項の規定による認可をしたいので通知します。					水戸市長 印		
1 代表者住所氏名		電話					
2 建築協定の名称							
3 協の 定 位 区 域 置	ア 地名・地番						
	イ 用途地域						
	ウ 防火地域	防火・準防火・ 指定なし	エ	その他の区域・ 地域・地区			
4 協定区域の面積							
5 指定事項の内容							
6 備 考							

様式第29号(第22条関係)

一の敷地とみなすこと等に係る建築物の位置及び構造に関する計画に関する
同意書

次の土地に係る一の敷地とみなすこと等に係る建築物の位置及び構造に関する計画に
ついて、異議なく同意します。

土地に係る権利者

土地の地番	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備 考

注 印欄は、実印を押印してください。

様式第30号(第22条, 第22条の3関係)

一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請に関する合意書

年 月 日に公告のあった一の敷地とみなすこと等の認定又は許可については、その取消しを申請することに合意します。

土地に係る権利者

土地の地番	権利の種別	合意年月日	合意者の住所氏名	印	備考

注 印欄は、実印を押印して下さい。

様式第31号(第23条関係)

不 適 合 建 築 物 報 告 書

水戸市建築基準法等施行細則第23条の規定により報告します。 年 月 日						
水戸市長 様						
住所 申請者氏名						
所有者又は管理者の住所氏名				T E L		
代 理 者 住 所 氏 名				T E L		
建 築 物	敷地の地名地番			用 途 地 域		
	名 称			防 火 地 域 等		
	業 種			※そ の 他 の 地域・地区		
不 適 格 事 項	不 適 格 条 項	第 条第 項()	基 準 時			
	内 容					
敷地面積と建築物の規模						
		基準時	現 在	除 却	計画部分	合 計 %
敷 地 面 積						
建 築 面 積						
階 数						
A 作業場の床面積合計						
B 事務所・倉庫等の床面積合計						
C 自動車車庫の床面積合計						
D A～D以外の部分の床面積合計						
E 危険物貯蔵所の床面積合計						
合 計 A+B+C+D+E						
原 動 機 の 出 力						
機 械 台 数						
危 険 物 貯 蔵 量						
機 械 名						
危 険 物 の 種 類						
※許容限度	建築面積	床面積	不的確部分面積	出力合計	機械台数	貯蔵量
	m ²	m ²	m ²	Kw	台	l
※受 付 欄		※ 調査年月日 調査者氏名	年 月 日	※ 備考		

注 ※印及び不要の欄は、記入しないでください。

様式第1号（第3条関係）

（平11規則40・全改，平25規則35・令3規則52・一部改正）

様式第2号（第4条，第5条関係）

（平8規則5・平11規則40・令3規則52・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平12規則48・全改，令3規則52・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平12規則48・全改）

様式第5号から様式第8号まで 削除

（平12規則48）

様式第9号（第7条，第7条の2関係）

（平11規則40・全改，平20規則47・令3規則52・令6規則73・一部改正）

様式第10号 削除

（平12規則48）

様式第11号（第8条関係）

（平8規則5・平11規則40・平20規則47・令3規則52・一部改正）

様式第12号（第9条関係）

（平8規則5・平11規則40・平20規則47・令3規則52・一部改正）

様式第13号（第10条関係）

（平15規則18・平19規則55・平28規則34・一部改正）

様式第14号（第10条関係）

（令6規則73・全改）

様式第15号（第10条関係）

（平8規則5・一部改正）

様式第16号（第10条関係）

（平15規則18・平19規則55・平28規則34・一部改正）

様式第17号（第10条関係）

（平15規則18・平19規則55・平28規則34・令6規則73・一部改正）

様式第18号（第10条関係）

（平8規則5・令3規則52・一部改正）

様式第19号（第11条関係）

様式第20号及び様式第21条 削除

（令3規則52）

様式第22号（第15条関係）

(平 8 規則 5 ・ 全改, 平11規則40 ・ 平21規則54 ・ 令 3 規則52 ・ 一部改正)

様式第23号 削除

(平19規則55)

様式第24号 (第18条関係)

(平 8 規則 5 ・ 平11規則40 ・ 平15規則18 ・ 平24規則35 ・ 令 3 規則52 ・ 令 6 規則73 ・ 一部改正)

様式第25号 (第18条関係)

(平11規則40 ・ 令 3 規則52 ・ 令 6 規則73 ・ 一部改正)

様式第26号 (第18条関係)

(令 6 規則73 ・ 全改)

様式第26号の 2 (第18条関係)

(令 6 規則73 ・ 追加)

様式第27号 (第21条関係)

(平 8 規則 5 ・ 全改, 平11規則40 ・ 令 3 規則52 ・ 一部改正)

様式第27号の 2 (第21条関係)

(平11規則40 ・ 追加)

様式第28号 (第21条関係)

(平 8 規則 5 ・ 全改, 平11規則40 ・ 一部改正)

様式第29号 (第22条関係)

(平12規則48 ・ 全改, 平19規則55 ・ 一部改正)

様式第30号 (第22条, 第22条の 3 関係)

(平12規則48 ・ 全改, 平19規則55 ・ 一部改正)

様式第31号 (第23条関係)

(平19規則55 ・ 全改, 令 3 規則52 ・ 一部改正)